

事務連絡
令和5年6月8日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室

適正な移植医療の推進について（周知）

移植医療の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働科学研究費補助金移植医療基盤整備研究事業「臓器・組織移植医療における医療者の負担軽減、環境改善に資する研究」において、日本移植学会、日本心移植研究会、日本肺および心肺移植研究会、日本肝移植学会及び日本臨床腎移植学会に所属する203施設280診療科を対象に、「海外渡航移植患者の緊急実態調査」が行われ、令和5年6月8日に報告した「臓器移植の実施状況等に関する報告書」において、その調査結果を公表しました。

厚生労働省としては、「各国は臓器提供と臓器移植の自給自足の達成に努めるべきである」という国際的な原則に基づき、本人の意思表示を基本とした上で、脳死下での臓器提供やその移植がより一層国内において推進されるよう、引き続き、国民への周知啓発や国内の体制強化を進めていくこととしています。平成30年に国際移植学会等が公表した「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言2018年版」等の趣旨に基づき、移植医療が適正に行われるよう、改めて関係医療機関への周知にご協力をお願いいたします。